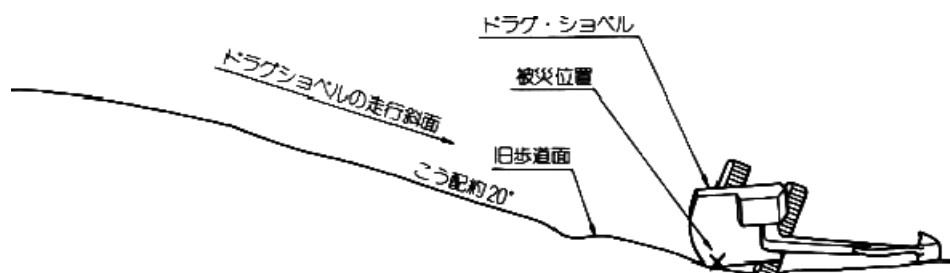


ドラグ・ショベルが転倒し、下敷きになる



この災害は、ゴルフ場改修工事において発生したものである。この改修工事は、クラブハウス新築工事のほか、接続道路、カート道路、駐車場の改修工事、排水工事などを行うものであった。

災害の発生した事業場は、一次下請で、常時、作業員約 20 名を配置し、芝の下刈り、防護柵作り、配水工事などに当たっていた。数日前から、15 番ホール付近で、コースにとって不要となった松を伐採し、この切り倒した松のうち杭に使えるものを切りそろえるとともに、残りを焼却する作業に当たっていた。

作業には、2 台のドラグ・ショベルと 1 台の不整地運搬車を使用し、1 台のドラグ・ショベルで焼却するための穴を掘り、もう 1 台のドラグ・ショベルで切り倒された松を寄せ集め、杭に使用する松を選り分けた後に廃材を穴に落とし、杭は不整地運搬車で平らな場所まで引き出す作業に当たっていた。

この作業は 10 名で行われた。車両系建設機械運転技能講習修了者は被災者 A を含め 3 名いたが、A は講習を修了して間がなく操作が未熟であったため、通常は職長の指示で、A は不整地運搬車の運転をし、同僚 2 人がドラグ・ショベルを 1 台ずつ運転していた。

災害発生当日は、ドラグ・ショベルを運転していた 1 名が休んだため、A は不整地運搬車の運転を、同僚の B がドラグ・ショベルで松の木を穴に落とす作業を行っていた。昼休みが終り、B は木寄せのためドラグ・ショベルを運転し、グリーン脇の傾斜地を下っていった。これを見ていた A は、不整地運搬車を運転するのではなく、グリーン脇の高台に停めてあったもう 1 台のドラグ・ショベルを運転し、アームをいっぱい上げ、上部回転体を走行方向に対して大きく右に回転させた状態で、B の後を追かけて傾斜地(こう配約 20 度)を下っていった。斜面の中ほどの旧歩道に差し掛かったところで、機体が大きく斜面下方に傾いたため A は運転席から離れようとしたが、機体が転倒しその下敷きとなり死亡したものである。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 アームをいっぱい上げて不安定な状態で走行させたこと。
- 2 水平な所から傾斜地に入る地盤が凸型になっているところで、通常の走行速度で運転したため、機体が大きく振れて斜面下方へ転倒させる慣性力が働いたこと。
- 3 指名された運転者以外の者でも自由に鍵を持ち出し運転することができたこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 建設機械等の運転については、機械を運転する者を指名し、運行経路、作業方法等を指示し、これにより作業を行わせること。この事例のように、当日1名の運転者が休暇でいない場合には、作業を見直し、当日の人員配置にあった作業方法を決定して、それにより行うこと。
- 2 ドラグ・ショベルを走行移動させる場合、特に傾斜地においては、アームを下げ、さらに手前に引き寄せ、機体を安定した状態にして走行させること。
- 3 地盤が凸部の所では、走行速度を減速し、ゆっくりと傾斜地に入り、機体の揺れによる転倒を防止すること。